

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族（計1名）を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	249.7万円
配偶者・扶養親族（計5名）を扶養している場合	289.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.4万円